

東松山都市計画事業
高坂駅東口第一土地区画整理事業

住所変更予定日
令和6年11月9日(土)

換地処分に伴う 住所変更のしおり

I	換地処分に伴う住所変更について	P.1
II	市からお届けするもの	P.3
III	主な住所変更手続一覧	P.4
IV	土地・建物の不動産登記手続について	P.11
V	住所変更お知らせ用はがきについて	P.13
VI	その他のお知らせ・関係機関案内	P.14

I 換地処分に伴う住所変更について

はじめに

高坂駅東口第一土地区画整理事業は、令和6年11月8日に換地処分の公告を予定しており、この翌日から地区内の町名・地番等が変更となります。

このことに伴い、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表し方が変更となり、みなさまに変更手続きを行っていただくものうち、代表的なものをご案内いたしますので、ご自身の該当する項目をご確認いただき、住所変更に係る手引としてご活用ください。

なお、この手引に記載されていること以外にも、住所変更の手続きが必要な場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関にご確認の上、所定の手続きをお願いします。

住所の変更予定日について

11月9日(土)から町名・地番等が変更となります。住所変更の各種手続きは、変更日(11月9日)以降に行ってください。

新しい住所等の表し方

11月9日(土)以降は新地番(○丁目□番地△)で住所を表します。新住所については、同封した「住所変更のお知らせ」をご確認ください。

新しい住所等の表し方は次のように変更になります。

■住所及び本籍 …… 町名と地番が新しくなります。

《例》

住所)

変更前

東松山市 大字高坂 920 番地 1

→

変更後

東松山市 高坂 2 丁目 2 3 番地 3

本籍)

変更前

東松山市 大字高坂 920 番地 1

→

変更後

東松山市 高坂 2 丁目 2 3 番地 3

■不動産(土地・建物) …… 町名と地番が新しくなり、大字(おおあざ)が廃止されます。

《例》

変更前

東松山市 大字高坂 920 番(地) 1

→

変更後

東松山市 高坂 2 丁目 2 3 番(地) 3

※土地の地番は「○○番」、建物の所在地は「○○番地」で表します。

新町界図と郵便番号

■新町界図



■郵便番号・・・郵便番号は下記の通りとなります。

変更前	変更後
大字高坂 〒355-0047 大字正代 〒355-0044 大字毛塚 〒355-0064 大字宮鼻 〒355-0045	高坂一丁目～高坂七丁目 〒355-0047

II 市からお届けするもの

今回お届けしたものの

お届けしたものの	説明
換地処分に伴う住所変更のしおり	この冊子です。
住所の変更について (お知らせ)	新しい住所を記載しています。
住所変更のお知らせ用はがき (1世帯あたり50枚)	新しい住所をご親戚やお知り合い、取引先等にお知らせするためのもので、日本郵便(株)が提供する無料はがきです。 投函の際は、必ず郵便局行きの「はがき収納用封筒」にまとめて入れて、ポストに投函または郵便局に持参してください。 ※詳細は13ページを参照ください。
住所新旧対照案内図	新しい町名・町界、新・旧の住所等を表した案内図です。
マイナンバーカードの住所 変更手続きのお知らせ	高坂市民活動センターの臨時窓口における1丁目、2丁目等の 丁ごとの受付日や手続きに必要な書類等について案内しています。
個人番号カード券面記載事項 変更届・電子証明書更新申請 書兼暗証番号変更・再設定申 請書	マイナンバーカードの住所変更手続きに必要な申請書です。 申請書裏面の記載例を参考にご記入の上、令和6年11月10日 (日)以降、市役所又は高坂市民活動センターの臨時窓口で手 続をしてください。

11月11日(月)以降にお届けするもの

お届けするもの	説明
住所変更証明書 (1人あたり3通)	新しい住所を証明するものです。 住所変更の手続きの際、証明書として使用できます。 住所変更証明書が不足した時は、11月11日(月)以降、市役 所市民課で証明書を無料で交付します。
本籍変更証明書 (1人あたり1通) ※本籍の表示が市の職権で変 更になった方のみ	新しい本籍を証明するものです。 本籍変更の手続きの際、証明書として使用できます。 本籍変更証明書が不足した時は、11月11日(月)以降、市役 所市民課で証明書を無料で交付します。

Ⅲ 主な住所変更手続一覧

11月9日（土）以降に行う主な住所変更手続の一覧です。該当する項目の手続の有無をご確認ください。なお、本手続の一覧は全ての手続を網羅していませんのでご了承ください。

手続の詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。本人以外が手続する場合は委任状等が必要となる場合がありますので事前にお問い合わせください。

住民登録・戸籍に関する手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	有効期間中のカードをお持ちの方	市民課 ☎0493(21)1402	11月10日(日)以降速やかに手続をしてください。	マイナンバーカード ※手続には暗証番号が必要です。
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード ※写真なしカードは手続不要				住民基本台帳カード ※手続には暗証番号が必要です。
<input type="checkbox"/>	在留カード				在留カード
<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書	証明書をお持ちの方			特別永住者証明書
<input type="checkbox"/>	戸籍簿	区域内に本籍がある方			手続が必要な方には個別に案内を送付します。
	住民票	住民登録をしている方			手続は不要です。
	戸籍の附票				
	印鑑登録	印鑑登録をしている方		手続は不要です。 お持ちの印鑑登録証（カード）は、そのまま利用できます。	
	選挙人名簿	選挙権がある方	選挙管理委員会 ☎0493(21)1443	手続は不要です。	

■マイナンバーカードの住所変更は高坂市民活動センターの臨時窓口でも行えます

開設日 令和6年11月10日（日）から令和7年1月31日（金）まで（土曜日・年末年始・祝日を除く）

受付時間 月曜日から金曜日：午前9時から11時30分まで、午後1時から3時30分まで
日曜日：午前9時から11時30分まで

※詳細は、同封の「マイナンバーカードの住所変更手続のお知らせ」をご覧ください。

問合せ 市民課 ☎0493(21)1402

市税に関する手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
	固定資産税 都市計画税	区域内に不動産をお持ちの方	課税課（資産税） ☎0493(21)1444	手続は不要です。	
	市県民税	住民登録をしている方	課税課（市民税） ☎0493(21)1438		

自動車関連の手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証	お持ちの方	東松山警察署 ☎0493(25)0110	変更後速やかに	運転免許証 住所変更証明書 【本籍変更がある場合】 本籍変更証明書
<input type="checkbox"/>	軽自動車以外の自動車 自動二輪車(126cc以上)		関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050(5540)2027		詳細は、届出・問合せ先にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	軽自動車		軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050(3816)3112		
	原動機付自転車(125cc以下)、 小型特殊自動車		課税課 ☎0493(21)1438		手続は不要です。

社会保険関係の手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
	年金加入者の住所	第1号 被保険者 (自営業・学生 等)	手続は不要です。		
<input type="checkbox"/>	年金加入者の住所	第2号 被保険者 (会社員・公務 員等) 第3号 被保険者 (第2号被保険 者に扶養され ている配偶者)	各勤務先にご確認ください。		
<input type="checkbox"/>	60歳以上で年金の請 求申請を行っていない 方の住所	60歳以上で年 金の請求申請 を行っていない方	日本年金機構 川越年金事務所 ☎049(242)2657	原則、届出の必要はありません。 ただし、通知書等送付先住所と 住民票の住所が異なっている場 合には「住所変更届（年金待機 用）」を日本年金機構に提出す る必要があります。詳細は川越年 金事務所にご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	年金の受給者の住所	国民年金 受給者 厚生年金 受給者 共済年金 受給者	保険年金課(年 金) ☎0493(21)1434	原則、届出の必要はありません。 ただし、通知書等送付先住所と 住民票の住所が異なっている場 合には「住所変更届」を日本年金 機構に提出する必要があります。	
		共済年金 受給者	各共済組合へご確認ください。		

国民健康保険・後期高齢者医療に関する手続

手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
国民健康保険 被保険者証 (兼高齢受給者証)	お持ちの方	保険年金課 (国保) ☎0493(21)1403	手続は不要です。 11月11日(月)以降に市から 新しいものを送付します。	
国民健康保険 限度額適用(・標準 負担額減額)認定証				
後期高齢者医療 被保険者証		保険年金課 (後期高齢) ☎0493(63)5004		
後期高齢者医療 限度額適用(・標準 負担額減額)認定証				
後期高齢者医療 特定疾病療養受療証				

介護保険に関する手続

手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
介護保険被保険者証	お持ちの方	高齢介護課 ☎0493(21)1460	手続は不要です。 11月11日(月)以降に市から 新しいものを送付します。	
介護保険負担割合証				
介護保険負担限度額 認定証				

福祉に関する手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
	生活保護受給者証	お持ちの方	社会福祉課 ☎0493(21)1421	11月11日(月)以降に市から新しいものを送付します。	なし
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳				
<input type="checkbox"/>	精神障害者 保険福祉手帳				
<input type="checkbox"/>	療育手帳				
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者 証(精神通院)				
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給されている方	障害者福祉課 ☎0493(21)1452	変更後速やかに	手帳
	在宅重度心身 障害者手当				
	特別障害者手当				
	障害児福祉手当				
	難病患者見舞金				
	障害福祉サービス 受給者証	お持ちの方		11月11日(月)以降に市から新しいものを送付します。	受給者証
	重度心身障害者 医療費受給者証				
	自立支援医療 受給者証 (更生医療・育成医療)				
	心身障害者扶養 共済制度				
		加入又は受給 している方			なし

子育てに関する手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期
<input type="checkbox"/>	保育園	通園している方	各保育園	各保育園へ直接ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	幼稚園		各幼稚園	各幼稚園へ直接ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	市内の小・中学校	通学している方	各学校	変更後の住所を担当の先生に伝えてください。
<input type="checkbox"/>	市外や私立の小・中学校		各学校	各学校へ直接ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	高等学校、大学等		各学校	各学校へ直接ご確認ください。
	こども医療費受給資格証	お持ちの方	こども支援課 ☎0493(21)1461	手続は不要です。 11月11日(月)以降に市から新しいものを送付します。
	ひとり親家庭等医療費受給者証			
	児童扶養手当	受給されている方	健康推進課 (保健センター) ☎0493(24)3921	手続は不要です。
	児童手当			
	養育医療費			
	認定に関する通知書など	お持ちの方	保育課 ☎0493(21)1407	手続は不要です。 11月11日(月)以降に市から新しいものを送付します。

公的な市民サービスに関する手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	体育施設利用者登録	登録をしている方	東松山文化まちづくり公社 ☎0493(24)6080	利用申請時に手続をしてください。	なし
<input type="checkbox"/>	図書館利用券	お持ちの方	市立図書館 ☎0493(22)0324 高坂図書館 ☎0493(35)5120	利用時に手続をしてください。	利用券 住所変更証明書
	市民病院診察券	お持ちの方	市民病院医事課 ☎0493(24)6111	手続は不要です。	
	上下水道	利用している方	上下水道庁舎 ☎0493(22)1123		
	犬の登録	登録をしている方	環境政策課 ☎0493(63)5006		

その他の手続

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先
<input type="checkbox"/>	旅券（パスポート）	お持ちの方	旅券（パスポート）の「所持人記入欄」に住所を記載している方は、ご自身で2本線で消し、新しい住所を記入してください。（修正液等の使用は不可。） ※「所持人記入欄」は、2020年2月4日以降に申請し、発給された旅券から廃止されています。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">例) 高坂〇丁目〇番地〇 埼玉県東松山市大字高坂〇〇番地〇〇</div>
<input type="checkbox"/>	勤務先など		各勤務先等へご確認ください。
<input type="checkbox"/>	電気（東京電力等）、電話（NTT）、携帯電話、プロパンガス、インターネット、東松山ケーブルテレビなど	契約をしている方	各事業所、契約会社等へご確認ください。
<input type="checkbox"/>	金融機関、クレジットカードなど		各金融機関、契約会社等へご確認ください。
<input type="checkbox"/>	生命保険、地震保険自動車保険など		各事業所、契約会社等へご確認ください。
<input type="checkbox"/>	各種免許、許可・認可証など	お持ちの方	各事業所、許可・認定会社等へ直ご確認ください。
	都市ガス（松栄ガス）、NHK	契約をしている方	手続は不要です。

IV

土地・建物の不動産登記手続について

土地・建物の登記

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
	不動産の所在 (表題部)	所有している方	さいたま地方法務局 東松山支局 ☎ 0493(22)0379 ※自動ガイダンスで「2番」を選択	手続は不要です。	
<input type="checkbox"/>	不動産の所有者の住所 (権利部)	所有している方		期限はありませんが、登記閉鎖解除後、すみやかに手続してください。	登記申請書 住所変更証明書

会社・法人の登記

	手続するもの・こと	対象	届出・問合せ先	手続の時期	必要書類
<input type="checkbox"/>	商業登記や法人登記の本店及び支店の所在地	登記をしている会社・法人の代表者	さいたま地方法務局 本局 ☎048(851)1000 ※自動ガイダンスで「3番」を選択	2週間以内に変更手続をしてください。	登記申請書 住所(所在)変更証明書
<input type="checkbox"/>	商業登記や法人登記の代表者などの住所				

変更登記申請は、11月11日(月)以降に以降にお届けする『住所変更証明書』、法人の場合は『所在地番変更証明書』を添付すれば登録免許税が非課税となります(登録免許税法第5条第5号)。各証明書が更に必要な場合は、11月11日(月)以降に市民課で『住所変更証明書』を、課税課で『所在地番変更証明書』を発行することができます。

登記申請書の記載例

4.5cm×10.5cm
スペースを開けてください

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和6年11月9日 町名地番変更

変更後の事項 住所 東松山市高坂一丁目0番地0

住所変更後の
所有者の住所

申請人 住所 東松山市高坂一丁目0番地0

氏名 松山 太郎

署名又は記名押印

連絡先の電話番号 - -

提出年月日
(手続は11月9日以降)

添付情報 登記原因証明情報 (住所変更証明書)

住所変更証明書を添付

令和0年0月00日申請 さいたま地方法務局東松山支局

提出先の法務局

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

変更後の登記内容を正確
にご記入ください

不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所 在 東松山市 高坂一丁目

地 番 00番

地 目 宅地

地 積 123.45 平方メートル

不動産番号 0987654321012

所 在 東松山市 高坂一丁目00番地

家屋番号 00番

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき2階建

床 面 積 1階 43.00 平方メートル

2階 38.62 平方メートル

住所変更お知らせ用はがきについて

新しい住所・郵便番号をご親戚やお知り合いの方等へお知らせいただくための「住所変更のお知らせ用はがき」が、日本郵便(株)より無料提供されています。

下記の記載例の要領でご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、郵便ポスト若しくは最寄りの郵便局窓口へお出しください。(切手を貼る必要はありません。)

なお、郵便局への住所変更手続は必要ありません。住所変更後、当分の間は変更前の住所(旧住所)が書かれた郵便物でも配達されます。その間に、住所が変更されたことをご親戚等にお知らせください。

記載例

宛名面

郵便はがき

000-0000

通信事務郵便

町名地番変更のお知らせ

日本郵便株式会社
東松山郵便局

〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地〇〇

様

3558799

新しい住所をお知らせする方の郵便番号、住所、氏名をお書きください。

通信面

町名地番変更のお知らせ

令和6年11月9日に町名地番変更が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。

- ・今後郵便をお出しの際は、必ず新住所をご記入ください。
- ・お客様の住所録等をご訂正ください。

記

新住所
〒355-0047
埼玉県東松山市高坂 〇 丁目 〇 番地
(アパート名、方書)
▲▲マンション 101

ご氏名 松山 太郎
(アパート等は室番号までお書きください。)

新しい住所及びご自身の氏名をお書きください。

問合せ 日本郵政(株) 東松山郵便局
☎0493(22)0307 (代表)

※時候のあいさつ等、簡単に個人的な消息通信のみ記載できます。それ以外を意味した文言が記載されていると無効になり、配達されませんので、ご注意ください。

VI その他のお知らせ・関係機関案内

住所変更の周知にご協力ください

土地区画整理事業地内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の住所を関係する方へお伝えください。

住民票、印鑑登録証明書等のコンビニ交付の休止について

11月8日（金）の正午から11月10日（日）午前6時30分まで、データ更新のため、住民票や印鑑登録証明書等のコンビニ交付サービスを休止します。

住所の街区表示板を設置します

町名・地番の変更に伴い、地域の現在地の確認や訪問される方の混乱を避けるため、街区表示板を一部の電柱に設置します。設置作業は11月中旬から1か月程度を予定しています。

市からの郵便物について

市役所からお送りする各種の通知等が、事務処理の都合上、変更前の住所で郵送される場合がありますので、ご了承ください。

ごみの収集

ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

関係機関案内

機 関 名	所 在	連絡先（代表）
東松山市役所	東松山市松葉町 1-1-58	0493 (23) 2221
さいたま地方法務局 東松山支局	東松山市加美町 1-16	0493 (22) 0379
さいたま地方法務局 法人登記部門	さいたま市中央区 下落合 5-12-1	048 (851) 1000
東松山警察署	東松山市上野本 1117-1	0493 (25) 0110
関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原 字下林 701-4	050 (5540) 2027
軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所	熊谷市新堀字北原 960-2	050 (3816) 3112
日本年金機構 川越年金事務所	川越市脇田本町 8-1 U_PLACE 5階	049 (242) 2657
日本郵便(株) 東松山郵便局	東松山市本町 2-10-27	0493 (22) 0307
市立図書館	東松山市本町 2-11-20	0493 (22) 0324
高坂図書館	東松山市元宿 2-6-1	0493 (35) 5120
東松山文化まちづくり公社	東松山市松葉町 1-2-3	0493 (24) 6080
上下水道庁舎	東松山市山崎町 21	0493 (22) 1123